

抛出金単価変更の認可について

2018 年 1 月 5 日

使用済燃料再処理機構

当機構は、昨年 12 月、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下、「法」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年度（法施行以降）の特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の単位数量当たりの抛出金単価（再処理等ならびに再処理関連加工の業務に係る抛出金単価）の変更を運営委員会の議決を経て定め、法第 4 条第 4 項の規定に基づき、経済産業大臣に対して、変更の認可申請を行いました。[\[2017 年 12 月 27 日 お知らせ済み\]](#)

本日、当該申請について、法第 4 条第 4 項の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けました。当機構においては、引き続き抛出金単価の算定を適切に実施してまいります。

添付資料

[平成 28 年度（法施行以降）の特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の単位数量当たりの抛出金単価](#)

以 上

<お問い合わせ窓口>

使用済燃料再処理機構 総務部

電話：017-763-5910(代表)